

令和元年8月

関係者各位

(取扱代理店) 株式会社アレーター

令和2年度対応

民間社会福祉施設向け「賠償責任保険」のご案内

(施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、生産物特約条項)

現在、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会を通じご加入頂いている「民間社会福祉施設賠償責任保険」に関しましては、協議会からのご案内の通り、今年度（令和2年4月1日午後4時）をもって終了となります。

本来、かかる保険は、法人・事業毎の実態に沿い保険料を設定することになりますが、弊社では、次年度（令和2年度）の継続契約に限り、激変緩和措置として従来の団体加入方式に近い形態でのお引受け準備を整えましたので、次の通り概要ご案内を申し上げます。

また、加入手続き等の詳細に関しては、本年12月頃改めてご案内する予定ですので、よろしくごお願い申し上げます。

【概要】

1. 民間社会福祉施設向け「賠償責任保険」とは

施設の不備や欠陥または職員の業務上の管理、指導ミスおよび施設が提供した飲食物等により利用者、第三者の身体に障害を与え、または財物を損壊させた場合、施設が法律上負うべき損害賠償金や訴訟費用などを保険金としてお支払いし、円滑な施設の運営ができるようにするための保険です。

2. 保険期間

令和2年4月1日（午後4時）～令和3年4月1日（午後4時）

3. 保険料

保険の対象者1名につき400円（年額） × 加入施設・団体の定員数
(現状；対象者1名につき360円)

4. 支払限度額と自己負担額

①支払限度額

支払対象		支払限度額		
		1名につき	1事故につき	年間支払限度額
・施設所有管理者賠償 ・昇降機賠償 (施設の管理不備に起因する事故)	対人 対物 共通金額	5,000万円まで	5,000万円まで	なし
・生産物賠償 (食中毒等に起因する事故)	対人 対物 共通金額	5,000万円まで	5,000万円まで	5,000万円まで

②自己負担額：1事故につき30,000円

5. 現行との主な変更点

	現行	次年度（令和2年度）
保険契約者	神奈川県社会福祉協議会	各法人（*）
契約方式	団体契約（協議会取り纏め）	個別契約（直接加入）
1名当たり保険料	360円	400円

*加入対象施設（加入対象者）

従来と同じく、次に掲げる神奈川県下の民間社会福祉施設（経営の主体が民間であること）のうち、非営利団体が経営する施設などに限ります。

6. ご加入に際しての注意点

①加入条件について

ご案内する保険にご加入頂けるのは、既加入者・施設に限ります。
(今年度3月1日までに中途加入手続きされた施設を含みます。)

②令和3年以降の取扱いについて

ご案内する保険料（保険の対象者1名につき400円（年額）×加入施設・団体の定員数）は、次年度（令和2年度）のみの適用となります。令和3年以降の保険料は、法人（施設）毎に個別設定した上でのお引受けとなります。（詳細は、追ってご案内致します。）

「本件に関するお問い合わせ先」

（取扱代理店）株式会社アレーター TEL：045-444-3039／FAX：045-444-3040

〒221-0044 横浜市神奈川区東神奈川1-8-7-202

受付時間：平日の9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除きます。）

（引受保険会社）損害保険ジャパン日本興亜株式会社